

群馬県民会館（バイシア文化ホール）の管理における 指定管理者制度活用の実施方針

令和3年10月
文化振興課

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	群馬県前橋市日吉町一丁目10-1
設置年月日	昭和46年10月29日
敷地面積	19,949.09㎡
主な施設・建物	SRC造地下1階地上5階建、13,527.74㎡、 昭和46年完成

(2) 施設の設置目的

県民の福祉の向上と文化の発展に資するため、県が明治100年事業の一環として設置した施設である。

(3) 指定管理者制度活用の目的

「県有施設のあり方見直し」の結果を踏まえ、地域の芸術文化振興に寄与する施設として一定の利用が見込まれることから、前橋市との連携のもと、当面の間、県民の文化活動の場として運営していく。

管理運営に当たっては、効率的な業務執行により運営経費の削減を図りながら、近隣の文化ホールとの一体的な運用を行うことで、県民サービスの向上に努める。

(4) 指定の期間（予定）

3年間（令和4年4月～令和7年3月）

理由：施設の老朽化を踏まえ、管理運営方法を短期的に検討していく必要があるため。

(5) 利用料金制採用の有無

引き続き利用料金制を一部採用^{注)}する。

注) 施設管理費用に対し利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定める額を上限(予定)として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

3年間の総額 238,255千円

令和4年度	80,021千円
令和5年度	79,117千円
令和6年度	79,117千円

(7) 施設の管理運営の方針

ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。

- イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行い、県民の芸術文化活動の発表等、文化施設としての機能を十分発揮した快適かつ安全な利用を確保する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上を図る。
- エ 県民に施設の存在や役割について広く知ってもらうため、既存の利用者のみならず新たな利用者の獲得を目指す。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 施設利用の範囲

大ホール及び付随施設（大ホール楽屋、リハーサル室、展示室）のみを利用の対象とする。

イ 業務内容

(ア) 施設の利用に関する業務

- ・施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の利用の承認等に関する業務
- ・施設等の利用の承認の取消し等に関する業務
- ・施設の休館日の変更等に関する業務
- ・施設の開館時間の変更に関する業務
- ・施設等の利用料の収受等に関する業務
- ・施設の利用促進に関する業務

(イ) 施設等の維持管理に関する業務

- (ウ) (ア)及び(イ)のほか、県民会館の管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務
 - ・情報公開、個人情報保護に関する業務
 - ・広報業務等

ウ 要求水準

選定要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

エ 成果目標

- ・施設利用者数
 - 令和4年度：12万人／年
 - 令和5,6年度：14万人／年
 - ・顧客満足度調査による利用者の意見：4段階評価（「良い」、「やや良い」、「やや悪い」、「悪い」）で、「やや良い」以上が70%以上となること。
 - ・稼働率
 - 令和4年度：44%以上
 - 令和5,6年度：51%以上
- （稼働率＝ホールの利用日数÷ホールの利用可能日数）

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

非公募とする。（非公募対象者：公益財団法人 前橋市まちづくり公社）

理由：公益財団法人 前橋市まちづくり公社が管理する前橋市民文化会館等との一体的な管理運営により、効果的・効率的な活用を図るため。

(2) 審査の方法及び選定基準

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、（公財）前橋市まちづくり公社から提出された事業計画書等について、選定要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

芸術文化分野に関する有識者、財務会計及び労務管理等に関する有識者、施設利用代表者から7名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

- (ア) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。
- (ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

エ 審査経過の公開

提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、（公財）前橋市まちづくり公社の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年	10月
選定委員会の設置		10月
審査の実施		10月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）		11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）		12月
指定、協定の締結、引継	令和4年	1月～3月
指定管理期間開始		4月～

4 (参考) 現在の管理状況

(1) 施設の管理者 群馬県民会館管理共同事業体

〔代表者 公益財団法人群馬県教育文化事業団〕
〔構成員 群馬県ビルメンテナンス協同組合〕

(2) 施設管理経費の実績 (指定管理業務相当部分)

令和2年度実績 収入 171,406千円

〔内訳 指定管理料 156,967千円〕
〔 利用料金収入 14,439千円〕

支出 170,332千円

(3) 施設利用の実績

令和2年度実績 施設利用者数 34,284人、稼働率 25.0%